

非常通報装置の設置及び運用要領の制定について
(平成16年10月1日例規(通指)第51号警察本部長)

この要領は、緊急事案発生時の措置に万全を期すため、非常通報装置の設置及び運用に関し、必要な事項を定めたもの。